

アイヌの伝統的生活空間の再生事業の「新たな中期的展開方針」に関する報告書

はじめに

- 1 アイヌの伝統的生活空間の再生事業の先行実施の背景
- 2 白老地域及び平取地域における先行実施の状況
- 3 先行実施地域の実施状況の検証と評価
 - (1) 検証の考え方
 - (2) 検証結果
 - (3) 評価
- 4 検証結果を踏まえた今後の事業展開
 - (1) 白老地域及び平取地域での事業の継続等
 - (2) 連携促進その他の事業の継続実施
 - ア 伝承者の育成
 - イ ネットワーク事業
 - (3) 新たな地域での事業の着手
- 5 事業の推進体制
- 6 事業展開
 - (1) 事業期間及び事業実施スケジュール
 - (2) 中期的展開方針の見直し、修正
- 7 イオル再生事業実施要望地域に対する対応の考え方
 - (1) 情報の提供
 - (2) 自然素材の供給
 - (3) 他地域からの事業への参画
- 8 事業の検証と評価等

はじめに

平成8年4月の「ウタリ対策懇談会報告書」で提言された4つの新しい施策のうち、伝統的生活空間の再生について、平成17年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議（国土交通省北海道局、文化庁、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、社団法人北海道アイヌ協会、有識者で構成され、平成12年6月に設置、以下「施策推進会議」という。）は、その基本的な考え方として「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を取りまとめた。基本構想は、アイヌの人々による伝承活動の拠点となることが期待される地域において、アイヌの伝統的生活空間の再生をイメージして、自然空間を再生・整備・維持していくことが必要であるとし、これにより自然素材を確保することで、アイヌ文化の保存、継承、発展に寄与することを目指している。

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下「財団」という）では、基本構想に基づき、平成18年度から先行的に白老地域の事業に着手した。

また、学識経験者と伝承活動実践者からなる「アイヌの伝統的生活空間の再生事業検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、「アイヌの伝統的生活空間の再生事業の中期的展開方針に関する報告書」（以下「中期的展開方針」という。）を平成19年7月に取りまとめ、この中期的展開方針に基づき、平成20年度から平取地域においても事業に着手した。

その後、平成19年9月に、国際連合総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20年6月には、衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。この決議を受け、政府はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を開催し、平成21年7月に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（以下「懇談会報告書」という。）が取りまとめられた。

この懇談会報告書では「今後のアイヌ政策に関して、国が主体性を持って政策を立案し遂行することが求められ、その際、関係地方公共団体や民間団体等との連携・協働による政策の効果を全体として高めて行くことが重要」とされている。

このように状況が変化する中、財団においては、検討会議を中心に、これまでの白老地域・平取地域での事業の検証・評価を行うとともに、今後の事業展開方向についての検討を行ってきた。

これらの検討を基に、アイヌの伝統的生活空間の再生事業（以下「イオル再生事業」という）の継続的な展開に係る地元関係機関等の要請や意向も踏まえ、今後の事業展開のあり方についてとりまとめを行った。

本報告書は、上記内容について報告するものである。

1 アイヌの伝統的生活空間の再生事業の先行実施の背景

本事業は、平成8年4月のウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の4つの新しい施策の提言のうち、「アイヌの伝統的生活空間の再生」について、自然と共生してきたアイヌの人々がその文化の保存、継承、発展を図るためには、文化を育んできた自然を再生し、個別の文化伝承活動を実践していく上で必要な自然素材の確保が具体的に可能となるような自然空間の再生と整備が必要であるとの問題意識の下、平成18年度からは白老地域において、平成20年度からは平取地域において、アイヌの人々の意向をも踏まえ、先行的に事業を実施しているところである。

2 白老地域及び平取地域における先行実施の状況

白老地域及び平取地域におけるイオル再生事業は、基本構想に定める基本的な考え方等を踏まえ（資料1 参照）、かつ、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領（平成18年7月）」（以下「実施要領」という。）に沿って、中期的展開方針における「目指す姿」の実現に向けて、先行実施地域としての事業を展開してきているところである。

資料1 アイヌの伝統的生活空間の再生事業に関する基本的考え方

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想（抜粋）

3 アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的考え方（6ページ）

（1）基本的な機能

アイヌの伝統的生活空間の再生は、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の供給を可能とする自然を基本とする空間を形成するもの。

3 先行実施地域の実施状況の検証と評価

(1) 検討の考え方

実施要領においては、財団は、効果的な施策の展開を図る観点から、事業年度毎に、イオル再生事業の実施状況について検証を行うとともに、事業期間を通じ地域における事業の実施状況等を勘案して評価を行い、施策推進会議に報告することとされている。(資料2参照)

このようなことから、白老地域及び平取地域における実施状況について、以下の視点により検証と評価を行った。

- ① 検証（短期的）：当該年度の事業実施計画に定める推進体制、各事業の成果（結果）及び実施方法等について、事業の課題等を整理し、事業目的の達成の適否等の検証を行い、改善を要するものについては、その方策を策定。
- ② 評価（長期的）：実施要領に定める基本的事項のうち評価が必要な空間の形成及び運営管理、自然素材の育成、空間において実施される活動、必要な措置などについて、短期的検証結果を踏まえ、将来的な実施要領に定める目指す姿を指標とした評価を行う。

資料2 検証・評価と次期展開方針の策定について

アイヌの伝統的生活空間の再生事業の中期的展開方針に関する報告書（抜粋）

5 事業の検証と評価（21ページ）

本展開方針の事業の最終年度である平成22年度中に、ネットワークの形成も含めた事業の検証及び評価を行い、アイヌの人々の意向を尊重しつつ、次期イオル再生候補地の特性などを踏まえ、平成23年度以降の本格実施に向けての検討を行い次期展開方針を策定する。

（２）検証結果

白老地域においては「教育（学習）型イオル」を目指して、自然素材の育成や試験栽培、体験交流などの各種の取り組みが行われており、将来のアイヌ文化の伝承に必要な自然素材の確保策として有効な手立てとなっているほか、アイヌ文化の理解の促進にも寄与しているところである。また、平取地域においては、「活動型イオル」を目指して、コタンの形成におけるチセを作る技術の習得や自然素材の植栽、育成などの実践的な活動を通じて伝承活動実践者の育成などが図られていることにより、白老地域、平取地域ともに、概ね計画どおりの成果を得ているところ。

（３）評価

これまでの事業については、上記のとおり概ね計画どおりの成果を得ているが、

- ・ 自然素材の育成を行う場所の確保に関して、長期にわたる土地の使用（利用）における手続き的な整理が必要であること
- ・ 地元関係者の理解や協力を得つつ、アイヌ文化の継承等に必要な樹木等の自然素材を円滑に利活用できる条件整備をさらに進める必要があること
- ・ アイヌの人々、行政等の関係者が国公有地や海面・内水面での自然素材の利活用等に関して必要な調整を行う場を設置するなど対策が必要であること
- ・ 事業のより円滑・効果的な実施を図るためには、財団を中心とする仕組みの中で、これまで以上に地域が主体的な役割を担うことが必要であり、実施要領に規定されている事業運営管理事務局などの関係市町村やアイヌ文化伝承活動実践者または団体等による事業の運営管理を担う組織の構築が必要であること

などの課題が明らかになったところである。（資料３、資料４参照）

このため、この２地域での事業の実施から明らかになった課題については、今後、解決策等の構築を図る必要があるほか、２地域以外においてアイヌの伝統的生活空間の再生の新たな展開を行うことの検討において、当該地域の地域特性はもとより、２地域での課題等を踏まえることが必要である。

資料3 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（抜粋）

3 今後のアイヌ政策のあり方

（2）具体的政策

エ 土地・資源の利活用の促進（37ページ）

アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業について、アイヌの人々や関係者の意見等を踏まえつつ実施地域の拡充等を行うこと、また、同事業の実施地域等において、アイヌの人々、行政等の関係者が国公有地や海面・内水面での自然素材の利活用等に関して必要な調整の場を設置することにより、今日的な土地・資源の利活用によるアイヌ文化の伝承等を段階的に実現していくことが必要である。

資料4 これまでのアイヌの伝統的生活空間の再生事業の検証・評価総括表（別添）

4 検証結果を踏まえた今後の事業展開

(1) 白老地域及び平取地域での事業の継続等

両地域は、アイヌの人々がその文化の保存、継承、発展を図るための中心的な地域としての役割が期待されるものであり、また、両地域のイオル空間を通じ、アイヌの伝統等に関する知識の一層の普及・啓発が図られることが期待されるため、両地域をイオル再生事業における、伝承活動の拠点地域とすることが適当である。

白老地域においては、平成18年度からの自然素材の植栽等の事業展開に係る維持管理的な事業の他、体験交流事業や伝承者の育成等において、豊富な河川や自然休養林を活用した体験交流をはじめ、かつてのコタンが海浜地に所在し、海を主体とした生活を行っていたことにも重きをおき、その地域特性や地域の人材を活かした「教育（学習）型イオル」としての事業を継続、拡充し実施することとする。

平取地域においては、平成20年度からの事業展開に係る維持管理的な事業はもとより、長期的な視点に立ったイオル型複層林の形成による自然素材の供給システムの構築や、コタンでの実践的な体験活動など、アイヌ以外の人々への概括的な普及・啓発にとどまらない、より専門的・高度な活動の拠点としての性質を担う「活動型イオル」を目指して、アイヌ文化継承者（実践者及び伝統工芸技術の伝承者）の育成を図るほか、ネットワークとしての他の地域への自然素材の供給も視野に入れた事業を継続、拡充し実施することとする。

ただし、これらの2地域の取組を拡充するに当たっては、3（3）において示したものをはじめとする諸課題があることから、引き続き、先行実施としての事業により、継続とすることが適切である。

両地域における具体的な事業の実施は、財団が事業主体ではあるが、実施要領に定めるところにより、地域主体の事業執行体制による取り組みを基本とし、財団が全体の推進管理を行うこととする。

財団は、事業の推進管理に支障が生じた場合は、施策推進会議に諮って事業の規模や実施体制を見直すこととする。

(2) 連携促進その他の事業の継続実施

ア 伝承者の育成

アイヌ文化の総合的な伝承者を育成する「伝承者育成事業」は、平成20年度から3年間を受講期間として、アイヌ民族博物館等での実習や講習等において、アイヌ文化の総合的な伝承に資する知識や技術の習得に取り組んだところである。

平成20年度から実施した事業の検証・評価結果を踏まえ、アイヌ文化の伝承者の育成を図る上で有効な方策であるこの「伝承者育成事業」に関し、より伝承者としての実践力を培うため、カリキュラムについて、専門性に特化した実習や模擬授業を増やすなどの点で改善を図り、平成23年度から新たな取り組みを行うものとする。

なお、受講者の募集方法や講座設定等については、これまでの取り組みの評価・検証を踏まえ、募集案内の工夫や動植物に関する知識の習得をカリキュラムの大きな柱の一つとするなどの改善を行うものとする。

イ ネットワーク事業

情報発信や情報交換、ライブラリーの構築、自然素材の融通等の連携のための事業については、平成23年度以降も引き続き、実施するものとする。

また、持続可能性のある事業運営を確保する観点からも、各地域のメリハリの確保、連携の強化に寄与する仕組みを維持することが必要であると考えられる。

(3) 新たな地域での事業の着手

これまでは、いずれもアイヌ文化の伝承活動等の拠点となることが期待される地域において先行的に事業が実施されてきたところであるが、これらの地域以外でアイヌの伝統的な生活空間を再生させる取組を新たに開始する計画や構想を持っている地域においては、上記3の検証及び評価を踏まえ、これまで着手した2地域に、一定の成果が認められることから、主に以下についての慎重かつ厳格な検討を行った結果、新たな事業展開の地域として適すると判断された場合には、平成24年度以降において、新たな地域において、事業に着手するものとする。

- ・ 地域のアイヌの人々の自主性と主体性が発揮され、かつ、行政との連携が図

られているなど、地域での事業実施体制が整っていること

- ・地域の植生やアイヌ文化を特色づける十分な地域特性を有すること（資料5参照）
- ・当該地域の地域特性を踏まえた具体的な事業計画、事業内容が明らかになっていること
- ・具体的な事業の検討等に若い人を含め幅広いアイヌの人々の参画があること
- ・拠点地域である白老・平取とのネットワークの構築により、相互に補完し合い、相乗的な効果を発揮することが見込まれること。

また、当該地域の植生状況など地域特性の把握や、具体的な事業展開計画の策定にあたっては、必要に応じて、財団が地域を支援するものとし、地元における事業展開計画の熟度、事業実施体制の状況や事業の持続可能性・実現可能性などについて、あらかじめ第三者の意見を聴取するものとする。（資料5参照）

資料5 アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領に定める地域設定にあたっての検討事項

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する実施要領（抜粋）

2. 地域におけるアイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的事項（5～6ページ）

（2）地域の設定

アイヌの伝統的生活空間の再生を進めることとされる地域の設定については、アイヌ文化振興等施策推進会議が、先行実施地域における実施状況等も踏まえ、学識経験者、アイヌ文化伝承活動実践者等の意見を聴き、定めるものとする。

なお、地域の設定に当たっては、それぞれの地域の事情を踏まえ、アイヌの人々の自主性が尊重され、その意向が反映されたものとなるよう配慮する。

（略）

なお、地域の設定に当たっては、それぞれの空間がネットワークを形成し、それらの空間以外の地域も合わせて、全体として効果的に機能を発揮できるよう、自然素材の種類等や地域の特性などに応じて、機能の分担や連携を図る。

5 事業の推進体制

財団は、それぞれの地域の意向を踏まえて事業の適切な推進管理に努めるものとする。

また、各事業実施地域においては、アイヌの人々を中心に、行政機関等の関係機関（団体）からなる事業の運営組織や、自然素材の利活用等に関して必要な調整等を行う場を設置するなど、主体的に事業の推進を図るものとする。

6 事業展開

（１）事業期間及び事業実施スケジュール

この「アイヌの伝統的生活空間の再生事業の新たな中期的展開方針の報告書」（以下「新たな中期的展開方針」という）による事業期間は、基本的に、平成27年度を目標年次とし、各地域の機能分担を確立しながら、目指す姿等の実現に向けた取り組みを行うものとする。

なお、具体的な取り組み内容等については、毎年度、検討会議における検討を経て、諮問委員会（施策推進会議の諮問機関として有識者とアイヌ文化伝承者で構成され、平成18年5月に設置）及び施策推進会議において、各年度の事業実施計画として定められるものである。（資料6参照）

資料6 白老地域と平取地域の目指す姿と具体的取組み（別添）

（２）中期的展開方針の見直し、修正

上記（１）の事業期間内であっても、必要がある場合は、随時、この新たな中期的展開方針を見直し、修正を行うものとする。

特に、アイヌ政策推進会議（懇談会報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成21年12月に設置。座長は内閣官房長官）において検討されている「民族共生の象徴となる空間」の取りまとめ等にあわせ、双方の位置づけなどを踏まえて、この新たな展開方針についての必要な見直しを行う。

7 イオル再生事業実施を希望する地域に対する対応についての考え方

(1) 情報の提供

事業期間において、事業実施地域の事業の実施状況について、他の地域に対し積極的に情報提供を行うとともに、地域事情の把握や、イオル再生事業の共通認識の形成に努めるものとする。

(2) 自然素材の供給

他の地域において所要の自然素材に不足が生じた場合、当該事業実施地域の事業に支障を来さない範囲で、供給要請への対応に努めるものとする。特に、平取地域においては、この役割が期待されるものである。

(3) 他地域からの事業への参画

事業実施に際し、他地域のノウハウの活用や、人材の協力を求めることが事業実施にあたって効果的・効率的な場合は、積極的に参画を求めることとする。

8 事業の検証と評価等

この新たな中期的展開方針の事業の最終年次である平成27年度中に、事業全体の検証及び評価を行い、この検証・評価を踏まえて、次期展開方針の作成を行うものとする。